

個人住民税の現年課税化について

1 これまでの検討会等における議論経過

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント①

第3. 個人住民税の現年課税化

- ・ マイナンバー関連インフラの状況について有識者からのヒアリングを実施するとともに、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について検討を行った。

2 課題解決に向けた今後の展望

(1) マイナンバーカードの利活用

- ・ 所得税方式で現年課税化した場合、特別徴収義務者において、全従業員のその年の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じる。正確に住所地を把握するためには、全従業員に新たに申告書の提出を義務付けることが考えられるが、納税義務者及び特別徴収義務者双方に負担となる。
- ・ この点、マイナンバーカードの普及が進めば、特別徴収義務者は、従業員の1月1日現在の住所地について、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

(2) マイナポータルの利活用

- ・ 納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになると考えられる。
- ・ 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。
- ・ こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかとの意見があった。

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント②

第3. 個人住民税の現年課税化

2 課題解決に向けた今後の展望

(3) 企業におけるIT化の更なる進展

- ・ 個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、源泉徴収及び年末調整における税額計算に係る事務負担への影響が重要である。
- ・ この点について、税額計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性がある。
- ・ しかし現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度存在する。これらの特別徴収義務者にとっては、個人住民税の税額を計算するのは、対応が困難な場合があると考えられる。
- ・ 一方で、近年、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。こうしたソフトが広く普及し、多くの中小零細企業が利用できる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、個人住民税の税額計算ができるようになると考えられる。

(4) まとめ

- ・ マイナンバーカードの普及やマイナポータルの機能拡充が進むことで、特別徴収義務者や納税義務者の事務負担といった現年課税化に係る課題の解決が期待できる面があると考えられる。
- ・ 一方で、特に中小零細企業は、給与事務作業のシステム化への対応に限界があること、企業における人手不足が深刻化しており、新たな納税事務負担を担う余地はないことなどの指摘があった。
- ・ また、副業やシェアリングエコノミーなどの普及により働き方が多様化してきており、納税義務者にとって確定申告は身近なものになりつつあること、将来的に簡便な方法による申告が検討されていることを踏まえると、納税義務者の申告を前提に制度を考えることもできるのではないかとの指摘があった。
- ・ 現年課税化の実現に向けて、引き続き、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、電子化等により解決できない課題について丁寧に検討していくことが必要である。

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント③

第3. 個人住民税の現年課税化

3 今後の課題

本年度の検討会では、マイナンバー制度の利活用のあり方や企業におけるIT化の進展等を展望し、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について議論を行った。

特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、本年度の本検討会において検討したマイナンバーカードやマイナポータルの活用や企業におけるIT化の更なる進展により現年課税に係る事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。
このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

また、近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にある中、新たな在留資格の創設を踏まえ、今後も更に在留外国人が増えていくことが想定され、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。この課題は個人住民税が「翌年度課税」の仕組みとなっていることによるところが大きい。現年課税化はこれまで述べてきたように多くの課題があるものの、出国する外国人等に対する納税環境の整備と並行して検討すべきである。検討に際しては、これまでの所得税方式だけでなく、特別徴収義務者の事務負担への影響が比較的小さいと考えられる市町村精算方式の可能性についても議論を深める必要がある。

現年課税化についての主な課題

- これまでの検討会において検討してきた主な課題は以下のとおり。
- 企業等の事務負担への影響が比較的小さいと考えられる市町村精算方式の可能性や企業等の事務負担の軽減策について議論を深める必要がある。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。→市町村精算方式においては企業等における年末調整事務は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)市町村において追徴・還付事務が多く発生。

納税義務者

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

今年度の検討会における検討課題

市町村精算方式について

- 市町村精算方式を採用した場合の市町村における還付・追徴事務の負担軽減等について検討を行う。

※市町村精算方式では企業等において年末調整を行わないため、市町村における還付・追徴事務が多く発生する。

(具体的な検討項目)

- ・ 還付・追徴事務の負担を軽減する方策はあるか。
- ・ 還付を行う場合の実務的な課題はあるか。
- ・ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することをどう考えるか。

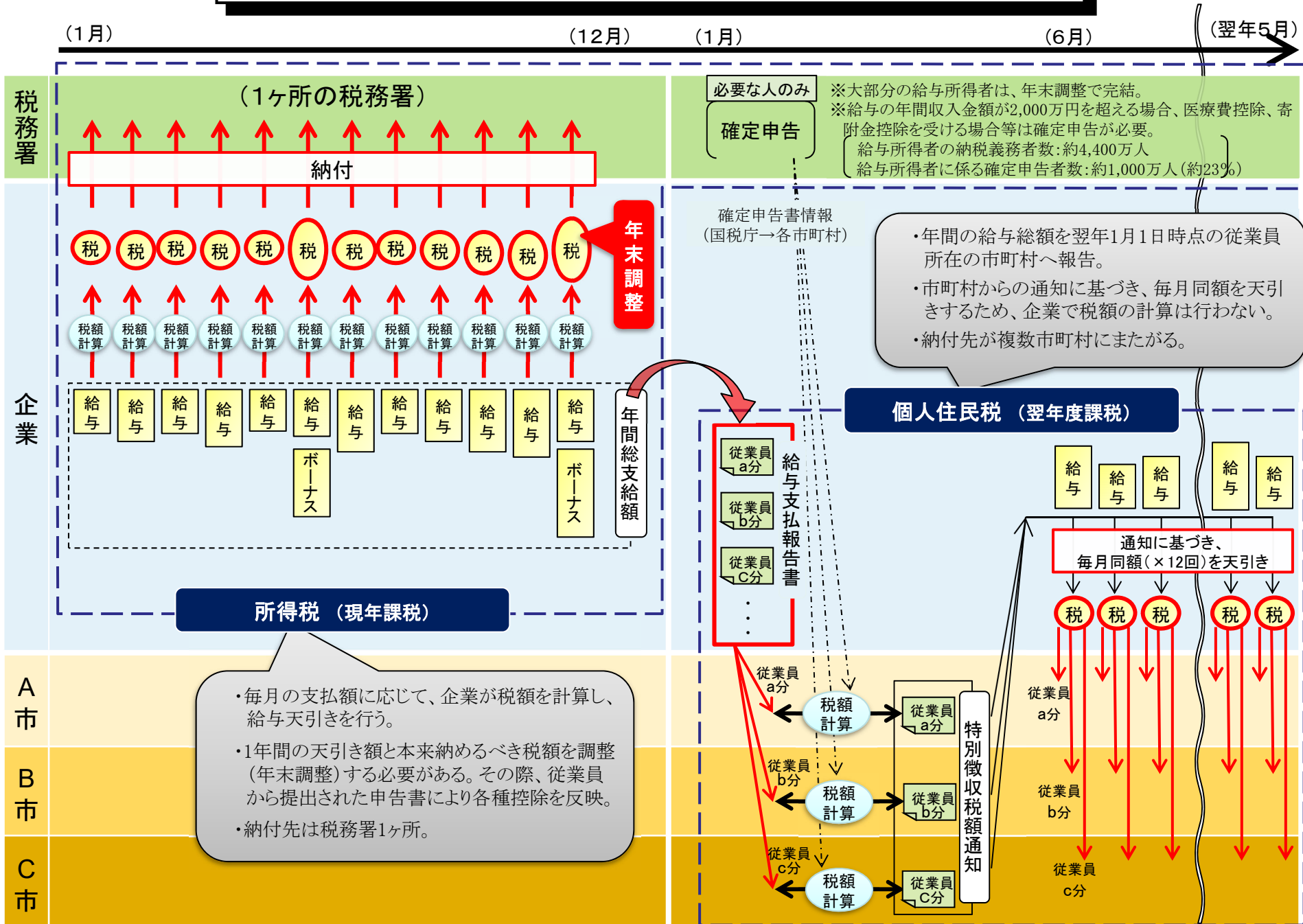
地方税の電子化について

- 新たな動きとして令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始される。こうした地方税の電子化等による、企業等における事務の負担軽減について検討を行う。

2 市町村精算方式について

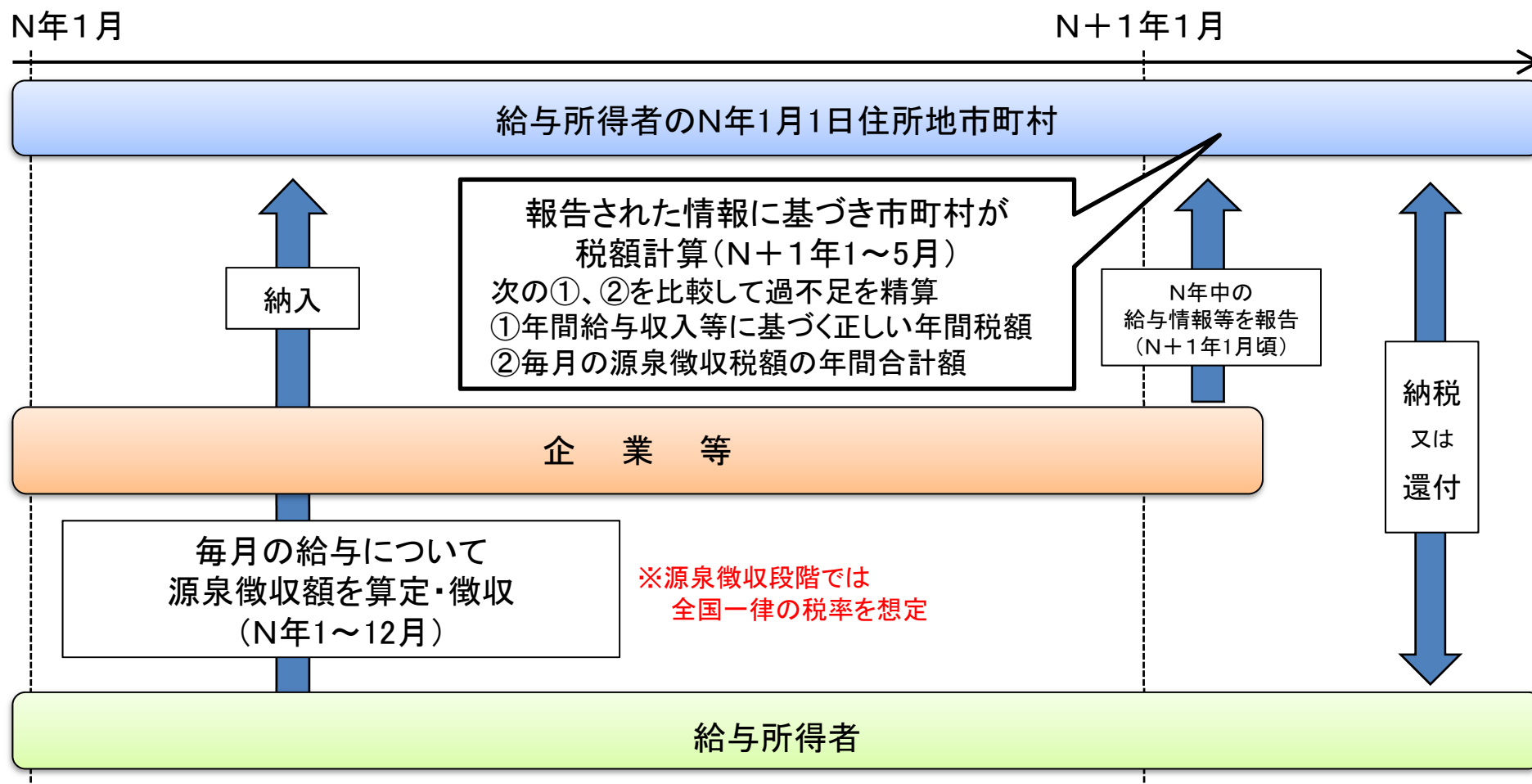
現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

赤色: 企業における税務事務

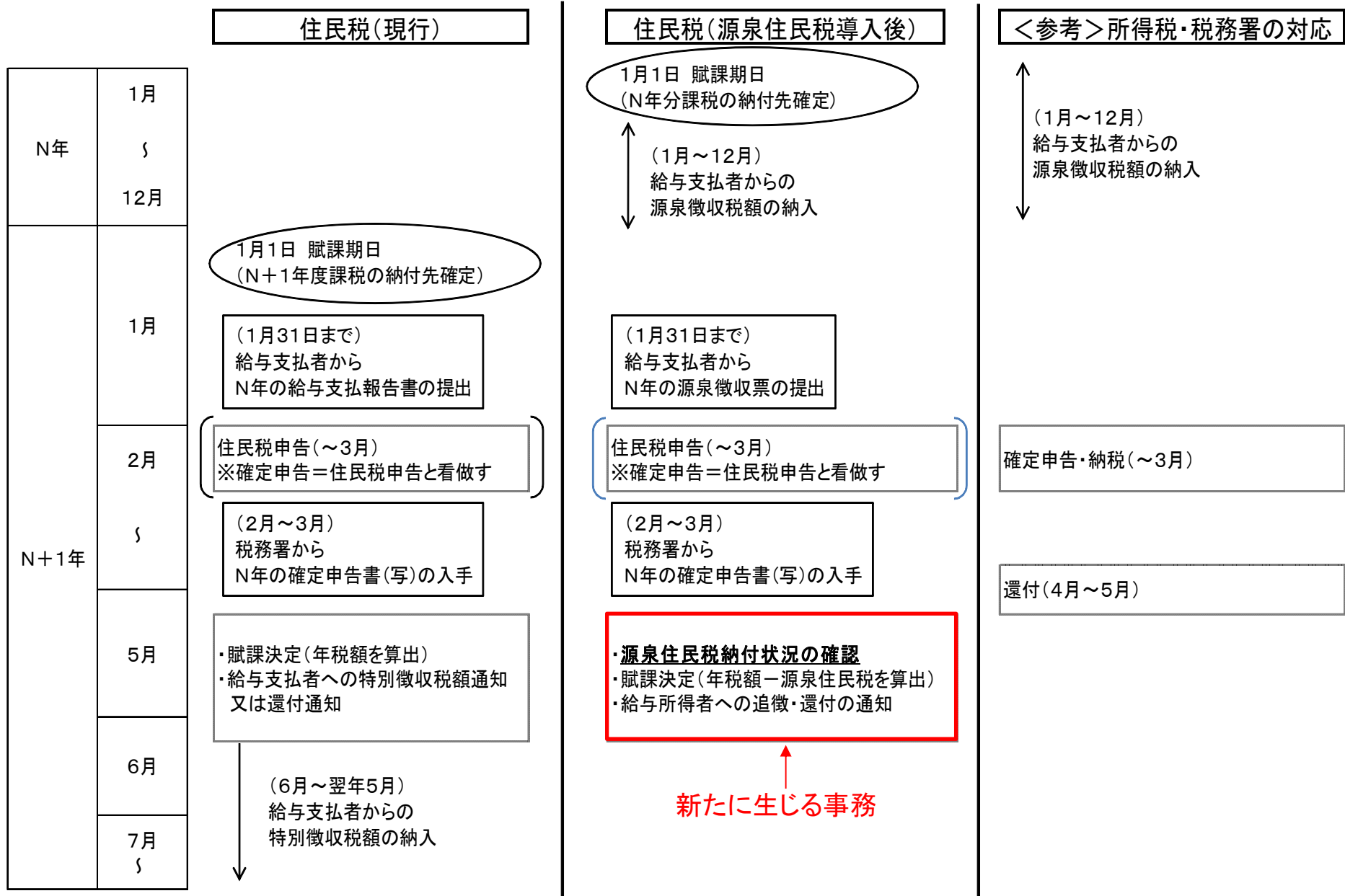


市町村精算方式のイメージ(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



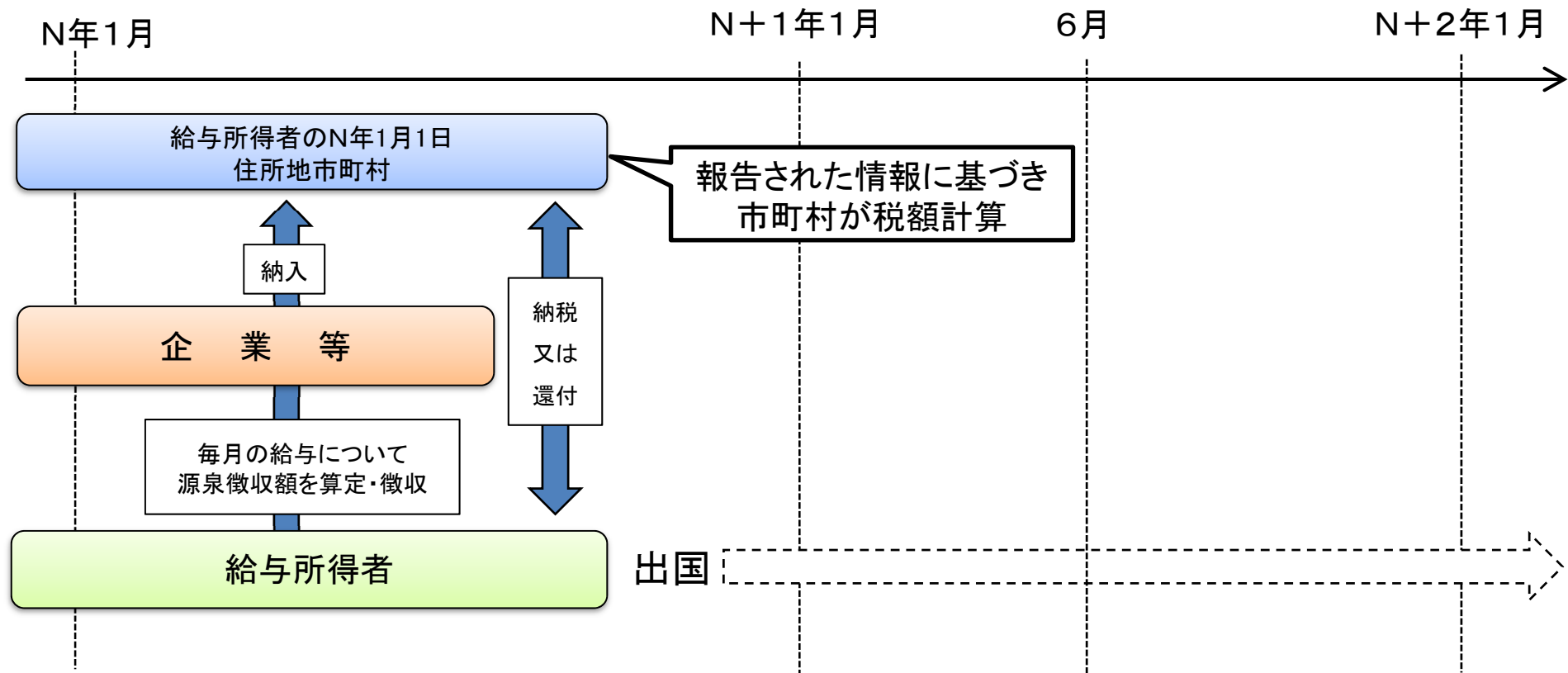
現年課税化する場合の市町村の事務処理イメージ(給与所得者の場合)



現年課税化した場合の出国する外国人への課税【ケース①】

給与所得者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

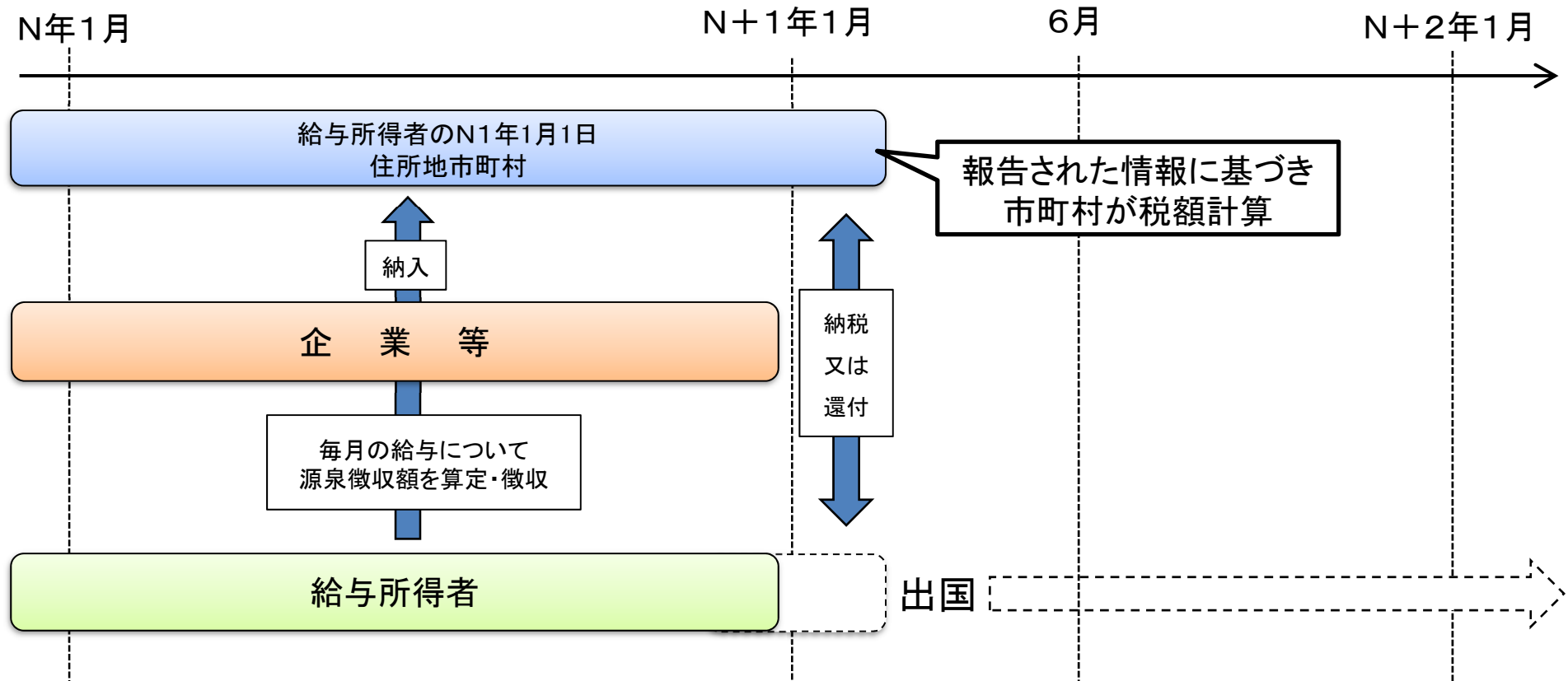
- 現行の個人住民税は、前年の所得について賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税するため、前年に所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。
- 現年課税化した場合は、課税・徴収が可能であり、所得税と同様に出国前に申告することにより税額が確定し、納税又は還付が行われる。



現年課税化した場合の出国する外国人への課税【ケース②】

前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

- 賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、賦課期日後に出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。(賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則であるが、徴収が困難なケースもある。)
- 現年課税化した場合は、課税・徴収が可能であり、所得税と同様に出国前に申告することにより税額が確定し、納税又は還付が行われる。



3 市町村精算方式を採用した場合の 市町村における課題と検討の方向性

市町村精算方式における還付・追徴事務の規模(イメージ)

納税義務者に占める割合(粗い試算イメージ)

納税義務者 5,800万人 ※均等割及び所得割の納税義務者数

(年税額と源泉住民税額に差が生じる要因の例)

うち住民税の超過課税、独自減税 4,300万人

うち住民税均等割の軽減(地方税法第311条) 20万人
※上記4,300万人との重複はカウント不能

うち住民税における減免(地方税法第323条) 不明
※上記4,300万人との重複はカウント不能



企業等において年末調整が行われていない場合は、上記のとおり
少なくとも4,300万人(74%)の還付・追徴事務が発生する可能性がある。

※上記の人数は平成30年度課税状況調査による。

(参考) 個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
 - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
 - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)

(※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割

○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県 (指定都市2.025%)
- (4% : 標準税率 (指定都市2%))

○市町村民税

- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)
- (6% : 標準税率 (指定都市8%))
- ・ 7.7% : 名古屋市 (指定都市)
- ・ 5.4% : 田尻町 (大阪府)

(平成30年4月1日現在)

均等割

○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円 : 京都府
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県、大阪府
- (1,500円 : 標準税率)

○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- (3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市
- ・ 3,200円 : 田尻町 (大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

○ 所得割

【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の二)の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

【市町村民税】

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の八)の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

○ 均等割

【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

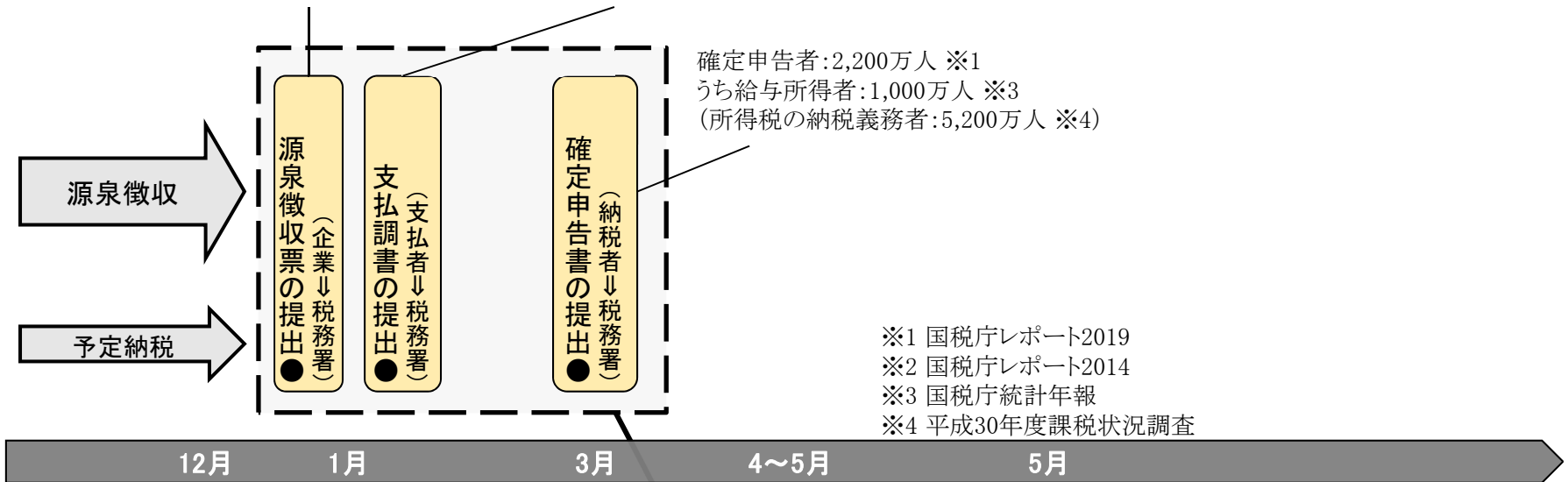
(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている(平成26年度～平成35年度)。

(参考) 現行の所得税・個人住民税における所得把握イメージ

所得税

給与収入500万円超の者の情報
【2,100万枚 ※1】

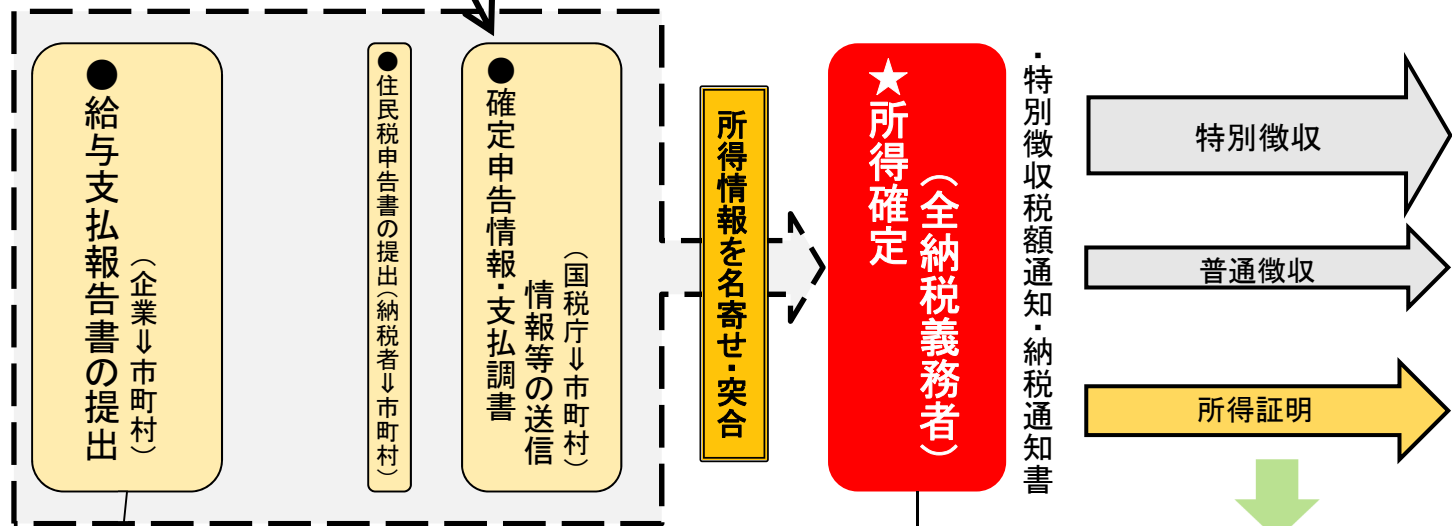
(例) 原稿料・講演料等の収入5万円超の者の情報など
【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書: 2,000万枚 ※2】



個人住民税

1月1日現在の全給与所得者の情報

【給与収入のある者のうち納税義務者数: 4,700万人 ※4】



【所得割の納税義務者数: 5,800万人 ※4】

市町村における課題と検討の方向性

検討事項① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策はあるか。

案1 年税額と源泉住民税額の差が一定金額以内の場合に限り、翌年度の源泉徴収で上乘せ・相殺する。

例：道府県民税の均等割が超過課税により追徴が1,500円生じる者については、翌年6月のボーナス支給時に精算。

(課題) 死亡、出国があった場合に翌年度の源泉徴収で精算することができない。また、企業等による源泉徴収の事務負担が大きい。

案2 源泉徴収する際に、住所地市町村(都道府県)における超過課税及び独自減税を反映した税率を設定する。

(課題) 住所地市町村(都道府県)ごとに税率設定して計算することは複雑であり、企業等の負担が大きい。

市町村における課題と検討の方向性

検討事項② 還付を行う場合の実務的な課題はあるか。

- 市町村では還付に必要な納税義務者の振込口座を把握していないため、以下の方法により振込口座を確認することが考えられる。

案1 マイナンバーを活用し、納税義務者の口座情報を取得する。

- (課題) 現行の制度では税の還付事務においてマイナンバーを活用することはできない。仮に活用できた場合、納税義務者の特定の口座に還付することについて、納税義務者の意思をどのように確認するのか。
(所得税の場合は、確定申告の際に振込口座を登録することとなっている)

案2 源泉徴収義務者(企業等)を通して納税義務者へ還付を行う。

- (課題) 納税義務者へ還付金を支払う事務が発生するため、企業等の負担が大きい。また、企業等を経由するため、納税義務者へ確実に還付することの保証ができない。

案3 還付する場合の振込口座を扶養親族等申告書に記載させる。

- (課題) 所得税において年末調整のみで確定申告しない者は、還付のための振込口座が不要であり、そうした者を含めてすべての者に対して振込口座を記載させることは、納税義務者の負担増となる。

市町村における課題と検討の方向性

検討事項③ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することをどう考えるか。

○ 所得税においては、税額計算の結果、非課税となる者に対しても源泉徴収した上で還付を行っていることも踏まえて検討する必要がある。

案1 給与月額が非課税限度額相当額※(非課税限度額×1/12)を下回る場合は源泉徴収しないこととする。

※ 課税最低限が非課税限度額を上回る場合は、課税最低限相当額

(課題) 税額計算が比較的複雑ではないことから所得税の計算と合わせて計算することができるか。
(所得税においては、扶養親族数を用いて簡易に所得税を計算した月額表を用いている。)
一方、毎月の給与が大きく変動する場合は捕捉することが難しいか。

案2 源泉徴収開始前(多くの場合は年の当初)において、個人住民税独自の人的非課税や減免に該当することが判明した場合は源泉徴収しないこととする。

(課題) 企業等において人的非課税や減免に関する情報を把握して計算に反映することは複雑であり、企業等の負担が大きい。

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	×	世帯人員数	+	令和3年度 以降 10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	×	世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

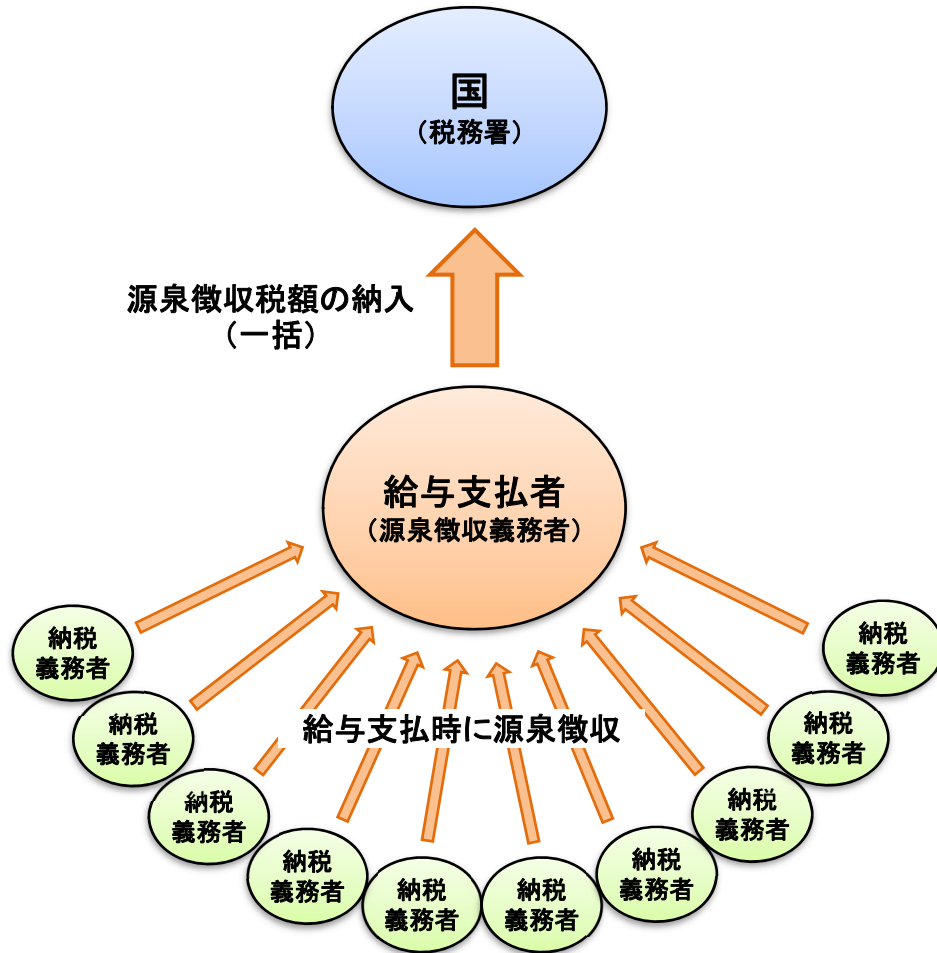
(注6) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

(令和3年度分個人住民税から適用)

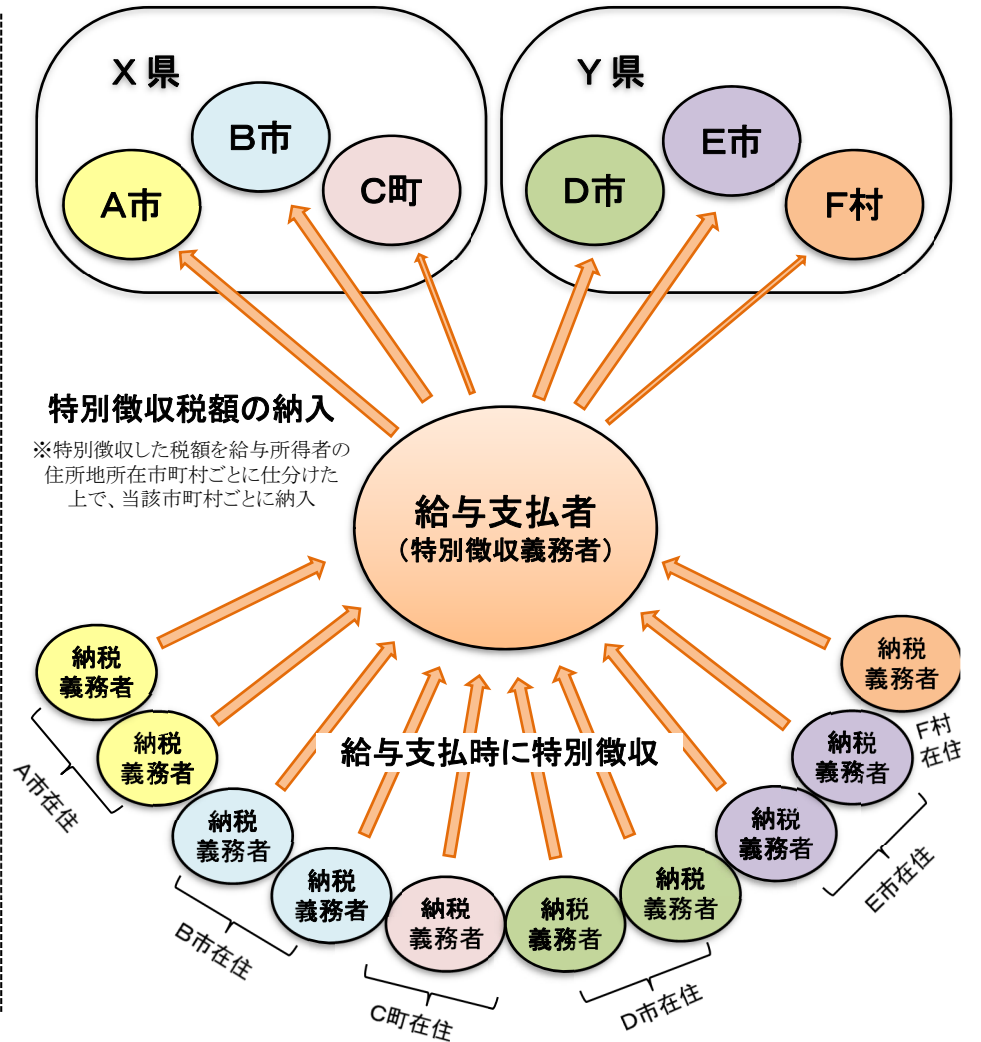
4 地方税の電子化について

給与支払者による源泉徴収(所得税)・特別徴収(住民税)のイメージ【現行制度】

【所得税】



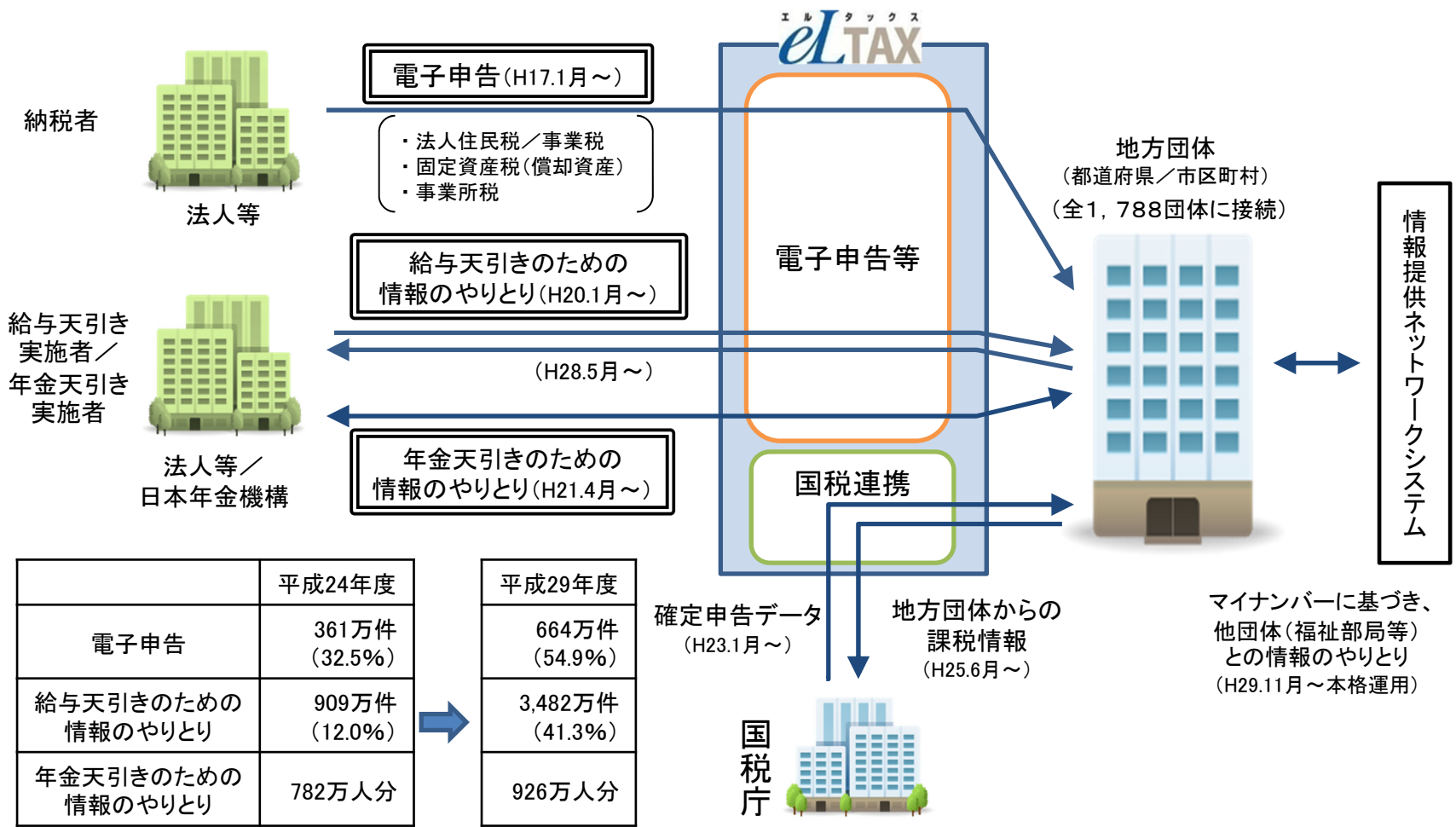
【個人住民税】



現年課税化の場合、所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
- ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営
- 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

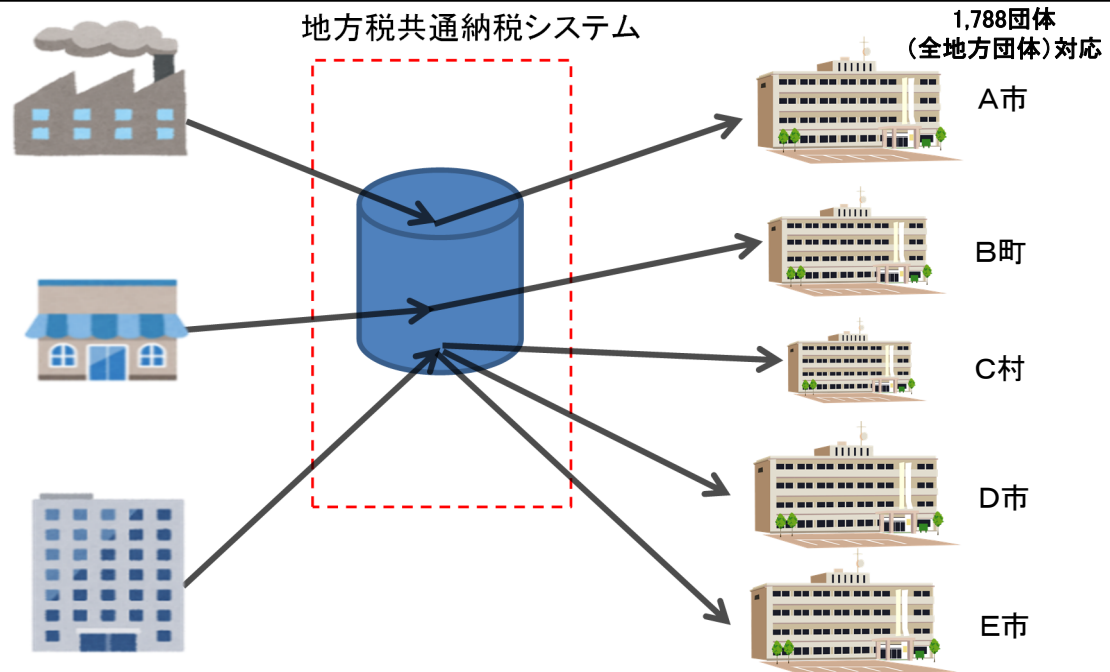
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

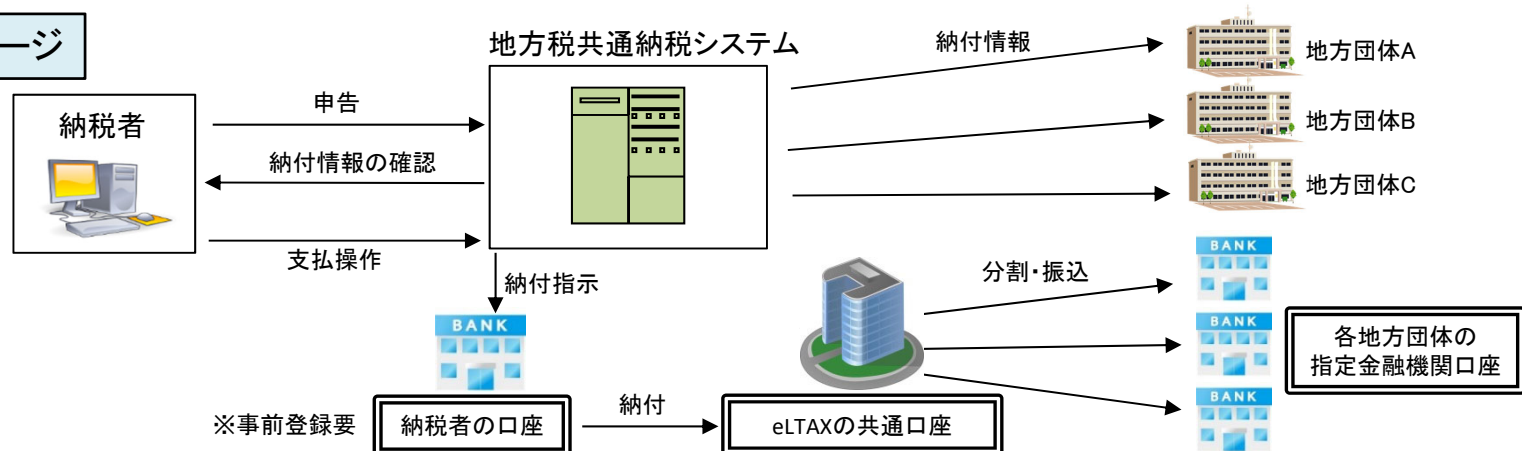
1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者	<ul style="list-style-type: none"> • <u>対象税目について、令和元年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。</u> • <u>複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。</u> • <u>ダイレクト納付※についても、対応。（インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待）</u> • <u>ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座（納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない）から直接納付が可能に。</u> <p>※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式</p>
地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関	<ul style="list-style-type: none"> • 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。 • 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。 • 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。 • 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ



地方税の電子化の更なる取組

- 納税者の利便性向上、地方団体における課税の適正化・税務行政の効率化に資するものであることから、以下の取組について推進。

地方税共通納税システムの導入(令和元年10月～)

- 10月からの円滑な稼働に向け、地方団体の基幹税務システムの改修等
- 法人の事務負担が大幅に軽減されることから、法人及び税理士会等への同システムの積極的な周知と利用の促進

地方税・国税間の情報連携等

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信
※ 国税庁へのデータ送信を行っている団体数:690団体(約40%)
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継
※ 国税庁へのデータ引継を利用した団体数:623団体(約36%)
- 給与所得に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の電子的送付
※ 電子的送付が可能となった団体数:658 団体(約38%)

地方法人二税の電子申告

- 大法人について、令和2年4月1日以後開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されること、中小法人についても、電子申告率70%という目標設定を踏まえ、国税庁と連携しつつ、法人及び税理士会等への積極的な周知と利用の促進